

## 第 19 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 11 月 7 日（金） 午後 1 時 26 分から 1 時 46 分

2 開催場所 高岡市役所 801 会議室

3 委員定数 19 人

4 出席委員数（18 人）

1 番	篠原 誠一郎	2 番	山本 誠
3 番	石黒 昇	4 番	杉山 逸郎
5 番	荒木 正昭	6 番	寺嶋 哲
7 番	石王 純子	8 番	山崎 明夫
9 番	山田 元徳	10 番	野原 弘美
11 番	向井 正弘	13 番	山田 正
14 番	川渕 順正	15 番	常木 準
16 番	矢後 暁二	17 番	浦野 智稔
18 番	福田 達夫	19 番	北川 浩一

5 欠席委員 12 番 村上 委千子

6 議事日程

議案第 37 号 農地の権利移動について〔農地法第 3 条許可申請〕

議案第 38 号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条許可申請〕

議案第 39 号 特定農地貸付けに関する承認について

報告第 38 号 市街化区域内の農地転用について〔農地法第 4 条届出〕

報告第 39 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条届出〕

報告第 40 号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第 18 条通知〕

報告第 41 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 須田 稔彦

係長 堀 泰平

主任 石崎 真代

議長 これより、第 19 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。  
総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 18 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、8 番 山崎委員、9 番 山田元徳委員を指名します。

議長 それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 37 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 37 号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で 5 件、面積にして 30,973.00 m<sup>2</sup>となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 1 及び申請番号 2 につきましては、それぞれの受人は親子関係にあります。対象農地は今まで申請番号 2 の受人である父親が耕作しており、所有権移転後は親子で耕作を行うとのことです。

以上 5 件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これらの案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、これらの案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。  
よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第 38 号を議題とします。  
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 38 号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 2 件、面積にして 455.00 m<sup>2</sup>となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 2 は、是正案件になります。現在空き家となっている隣接宅地と一体利用するもので、宅地部分の建物は社宅として使用し、申請地は社宅管理人の駐車スペース等に使用する計画となっております。

以上 2 件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これらの案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、これらの案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。

よって、これらの案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長

次に、議案第 39 号を議題とします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 39 号 特定農地貸付けに関する承認についてご説明いたします。

特定農地貸付けとは、地方公共団体や農協等が市民農園を開設する際に行う貸借のことです。特定農地貸付けを行う場合は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条に基づき、農業委員会に承認を求めることができます。

農業委員会の承認を受けた特定農地貸付けについては、農地の所在等を変更しようとする場合に変更の承認を受けなければならないことから、今回、高岡市農業協同組合から変更承認申請があったものです。

詳細は次ページをご覧ください。東部地区の 1 か所を廃止するものです。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、報告第 38 号から第 41 号について、一括して報告いたします。  
内容について、事務局より説明を行います。

事務局 報告第 38 号 市街化区域内の農地転用についてであります。

今回は申請件数で 5 件、面積にして 783.00 m<sup>2</sup>となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

これらの案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 39 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で 10 件、面積にして 5,165.00 m<sup>2</sup>となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

これらの案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 40 号 農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で 6 件、面積にして 13,085.00 m<sup>2</sup>となっております。内容については次ページ以降に記載のとおりです。

続きまして、報告第 41 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について説明いたします。

今回の申し出は、18 件です。期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。個別の申し出内容については、22 ページ以降に記載しております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

今回の利用権設定及び中間管理事業を反映した流動化率は、25 ページに

記載のとおり 42.63%となっております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長           これらの案件について質疑ありませんか。

                  (なし)

ないようですので報告については承認することといたします。  
本日の議案審議は終了いたしました。

議 長           以上をもちまして、第 19 回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和 7 年 11 月 7 日

議事録署名

議事録署名